

福岡市アイランドシティ スマートコミュニティ創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市アイランドシティ スマートコミュニティ創造事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、福岡市がアイランドシティ内のCO₂ゼロ街区における戸建住宅の太陽光発電システム・燃料電池システム・蓄電池（以下「3電池」という。）及びアイランドシティ内のマンションにおけるエネルギー管理システム（以下「MEMS」という。）、太陽光発電・蓄電池システム、次世代自動車用充電設備、燃料電池システムの集中整備を促進するとともに、面的に環境エネルギーに優れるばかりではなく、新たな生活情報サービスの導入を図り、将来のスマートコミュニティ形成に向けた先導的なまちづくりに資することを目的に交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムをいう。
- (2) 「燃料電池システム」とは、都市ガス・LPガス・灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
- (3) 「蓄電池」とは、再生可能エネルギー等により発電した電力または夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムをいう。
- (4) 「MEMS」とは、マンションの建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や最大需要電力のピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムをいう。
- (5) 「MEMSアグリゲータ」とは、MEMSを導入するとともに、クラウド等による集中管理システムを構築してエネルギー管理支援サービス（電力消費量を把握し節電を支援するサービス）等により10%以上の節電を達成でき、一般財団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録を受けた事業者をいう。
- (6) 「次世代自動車用充電設備」とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車をいう。）、プラグインハイブリッド自動車（エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車であって外部から充電が可能なものをいう。）に充電するための設備をいう。
- (7) 「CO₂ゼロ街区」とは、高効率設備機器導入や建築物の断熱性能向上等による省エネルギーで家庭からのCO₂排出量を抑制すると同時に、太陽光発電等の創エネルギーで発電所の排出量を削減

することにより、理論上CO₂排出量を差引きゼロにするアイランドシティ市5工区のまちづくりを先導する戸建住宅街区をいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、第2条の交付目的に則する次の各号に掲げる事業とする。ただし、第2号又は第3号に掲げる事業のうち、補助金交付決定通知前に補助事業に係る契約又は工事着手を行っているものについては、補助金の交付対象としないものとする。

(1) スマートハウス整備事業

アイランドシティ内のCO₂ゼロ街区における新築戸建住宅に3電池の内、いずれか2つ以上導入する事業

(2) スマートマンション整備事業

① アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、MEMSアグリゲータによる技術的な支援を受けることを条件に、MEMSを導入し、アイランドシティにおいて将来の地域エネルギーマネジメントに寄与する事業

② アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、太陽光発電・蓄電池システム、次世代自動車用充電設備及び燃料電池システムを導入する事業

(3) アイランドシティ地区都市再生整備計画に基づく環境共生推進事業

社会資本整備総合交付金交付要綱本編第6第2号ロ効果促進事業のうち、アイランドシティ地区都市再生整備計画に記載された環境共生推進事業

(補助金の額、補助対象者等)

第5条 市長は、予算の範囲内において、前条に掲げる補助事業に係る費用を補助対象者に補助することができる。ただし、補助金の額に1円未満の端数があるときは、設備費、工事費それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

2 スマートハウス整備事業に係る補助対象者、補助対象システム、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表1から3までのとおりとする。

3 スマートマンション整備事業に係る補助対象者、補助対象システム、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表4から6までのとおりとする。

4 補助対象者は、公募により募集する。

(申請期間)

第6条 補助金の交付の申請期間は、当該年度の年度末までとする。

2 補助金の申請総額が予算額を超過する場合には前項の規定にかかわらず、申請の受付を終了する。

(補助金の交付申請及び事業の承認申請)

- 第7条 第4条第1項第1号又は第2号に規定する補助事業における補助金の交付申請は、各々様式第1-1号又は様式第1-2号による補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。
- 2 第4条第1項第2号に規定する補助事業の計画期間が2か年度にわたる場合は、あらかじめ当該補助事業全体の事業計画を作成し、様式第1-3号による事業承認申請書とともに市長に提出し、事業承認を受けた後でなければ、前項の交付申請をすることができない。
- 3 第4条第1項第3号に規定する補助事業における補助金の交付申請は、福岡市都市再生整備計画事業補助金交付要綱による補助金の交付申請をもって、本要綱による補助金の交付申請とみなすものとする。

(補助金の交付決定、事業の承認等)

- 第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、補助金交付申請書を受理した順に速やかに申請書類の審査を行い、補助金の交付の適否及び補助金額を決定する。
- 2 市長は、補助事業の承認申請があったときは、速やかに申請書類の審査を行い、承認の適否を決定する。
- 3 市長は、補助金の交付に適すると決定したときは補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により、その旨を通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えることができる。
- 4 市長は、補助事業が適当と認めるときは事業承認通知書(様式第2-2号)により、その旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要があるときは、補助事業計画の内容に条件を付すことができる。
- 5 補助金の申請総額が予算額を超えた場合は、予算額を超えた日に受理した補助金交付申請書類(当日消印有効)の中から、前項の規定による審査を行うものを抽選により選定するものとする。

(補助金の交付の条件等)

- 第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定に付する条件として、規則第6条の規定によるほか、次の事項を定めるものとする。
- (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること
- (2) 補助事業者は、補助事業により導入した設備の利用開始から1年間、住宅又は集合住宅の電力消費実績、発電実績、MEMS導入効果等について、別に定める様式により市長に報告すること
- (3) その他市長が調査・依頼する事項に報告・協力すること

(計画変更の承認申請)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付申請書提出後に交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更するときは、速やかに補助金交付変更承認申請書(様式第3-1号)に関係書類を添えて市長に提出し、補助金交付変更承認通知書(様式第3-2)による承認を受けなければならない。

- (1) 申請者
- (2) 補助対象システムの設置住所
- (3) 補助金申請額
- (4) 補助対象システム
- (5) 補助事業の施工期間

2 補助事業者は、前項に掲げる事項以外の変更をしたときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 補助事業者は、第7条第2項の規定による事業承認申請書提出後に事業計画の内容を変更しようとするとき(事業を廃止又は中止しようとするときを含む。)は、事業内容変更承認申請書(様式第3-3号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(中止の承認申請)

第11条 補助事業者は、やむをえない理由により補助対象システムの設置を中止しようとするときは、中止承認申請書(様式第4号)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(完了実績報告及び補助金の交付の請求)

第12条 補助事業者は、補助金交付申請に係る補助事業が完了した場合、速やかに完了実績報告及び補助金の交付の請求を行わなくてはならない。市の毎会計年度が終了した場合も同様に年度完了実績報告書により市長に報告しなければならない。

- 2 完了実績報告書の様式は、各々様式第5-1号又は様式第5-2号のとおりとする。
- 3 年度完了実績報告書の様式は、各々様式第6-1号又は様式第6-2号のとおりとする。
- 4 補助金交付請求書の様式は、様式第7号のとおりとする。
- 5 完了実績報告書及び補助金交付請求書の提出期限は、補助金交付決定通知日若しくは設置完了日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日又は交付決定した会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条の完了実績報告書及び補助金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額の確定通知書(様式第8号)により交付すべき補助金の額を通知した後に、補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 本事業による補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、補助対象システムを別表7に定める期間、善良な管理者の注意をもって管理し、その住宅における使用にあてなければならない。この場合において、対象システムが損傷または滅失した時は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助金交付者は、補助対象システムが設置されている住宅を売買、転居する場合又は補助対象システムが設置されている集合住宅を売買する場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

3 補助金交付者は、別表7に定める期間内に当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金交付者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条の規定により交付した補助金を返還させることができる。

(1) 本要綱に違反した場合

(2) 補助金を補助対象システムを設置する目的以外の用途に使用した場合

2 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。

〔(1)に該当する場合の返還の額〕

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{工事完了届出年度から返還決定年度までの年数}}{\text{別表7に定める年数}} \right)$$

〔(2)に該当する場合の返還の額〕

$$\text{返還金} = \text{補助金全額}$$

3 市長は、補助金交付者が前条第3項の規定による承認を受けて補助対象システムを処分したときは、次のとおり算定した額を補助事業者に返還させることができる。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{工事完了届出年度から処分を行った年度までの年数}}{\text{別表7に定める年数}} \right)$$

(事務の代行)

第16条 補助事業者は、第7条、第10条、第11条及び第12条の事務手続について、補助対象システムを販売する者に代行させることができる。

2 補助事業者は、前項の事務手続を代行させる場合、第7条に定める申請書に、事務手続代行届（様式第10号）を添えて提出しなければならない。

(補助金の重複受給不可)

第17条 本事業の補助対象経費について、市が行う他の補助金事業から重複して補助金の交付を受けることはできない。ただし、国から交付を受ける補助金との併用は可能とする。

(暴力団排除)

第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付申請をした者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 1

補助対象者	以下のいずれか ○アイランドシティ内のCO ₂ ゼロ街区に設置した新築戸建住宅に、3電池のうち、いずれか2つ以上を導入する民間事業者 ○アイランドシティ内のCO ₂ ゼロ街区の新築戸建住宅に、3電池のうち、いずれか2つ以上を導入する個人 ※市税に未納がないこと。 ※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
-------	---

別表 2

補助対象システム ※導入するシステムはすべて未使用であること	太陽光発電システム ○発電出力4kW以上10kW未満であること
	燃料電池システム（通称：エネファーム） ○発電出力1.5kW以下であること ○定格運転時における総合効率がLHV基準で80%以上であること
	蓄電池 ○容量が1kWh以上であること

別表 3

		太陽光発電システム	燃料電池システム	蓄電池	補助率	補助限度額
補助対象経費 ※補助対象経費はシステム購入経費のみとする。	I	○	○	○	(1/3) 以内	100万円
	II	○		○		70万円
	III		○	○		80万円
	IV	○	○			50万円

別表 4

補助対象者	<p>○アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、MEMSアグリゲータによる技術的な支援を受けることを条件に、MEMSを導入する集合住宅の所有者、MEMSアグリゲータ及び補助対象システムの設備保有者（経済産業省のスマートマンション導入加速化推進事業費補助金の交付決定通知を受けていること）</p> <p>○アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、MEMSアグリゲータによる技術的な支援を受けることを条件に、MEMSを導入する事業を行う民間事業者、MEMSアグリゲータ及び補助対象システムの設備保有者（経済産業省のスマートマンション導入加速化推進事業費補助金の交付決定通知を受けていること）</p> <p>○アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、太陽光発電・蓄電池システム、次世代自動車用充電設備、燃料電池システムを導入する集合住宅の所有者</p> <p>○アイランドシティ内のマンションなどの新築集合住宅に対して、太陽光発電・蓄電池システム、次世代自動車用充電設備、燃料電池システムを導入する民間事業者</p> <p>※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(固定価格買取制度)に基づく設備の認定を受けないこと</p> <p>※市税に未納がないこと</p> <p>※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと</p>
-------	--

別表 5

補助対象システム ※導入するシステムはすべて未使用であること	<p>①MEMSアグリゲータが提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要な設備で、共用設備として管理されるもの(経済産業省のスマートマンション導入加速化推進事業費補助金(MEMS導入事業)交付規程に定める補助対象システム・機器と同様とする)</p> <p>②太陽光発電・蓄電池システム 太陽光発電システム：発電出力10kW以上であること 蓄電池：定格出力が発電設備の発電出力の同等以下であること</p> <p>③次世代自動車用充電設備 急速充電設備：定格出力10kW以上のもの 普通充電設備：定格出力10kW未満のもの</p> <p>④燃料電池システム(通称：エネファーム) 発電出力1.5kW以下であること 定格運転時における総合効率がLHV基準で80%以上であること</p>
-----------------------------------	---

別表 6

	補助対象経費の区分	補助内容	補助率	補助限度額
① MEMS	設備費	MEMSアグリゲータが、エネルギー管理支援サービス等を実施するために必要なシステム・機器装置・計測装置等の購入、製造又は据え付け等に要する費用	(1/3)以内	3,000万円
	工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用		
② 太陽光発電・蓄電池システム	設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要経費	(1/3)以内	4,000万円 (太陽光発電システム:25万円/kW以内)
	工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な工事に要する経費		
③ 次世代自動車用充電設備	設備費	充電設備機器（急速充電設備又は普通充電設備）の購入に必要な経費	(1/6)以内	83万円/基 191万円 (急速充電設備) 167万円 (普通充電設備)
	工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な工事に要する経費(一つの工事において急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合、急速充電設備工事の補助限度額を適用する)		
④ 燃料電池システム	設備費	燃料電池システムの購入に必要な経費と従来型給湯器の機器費との差額	(1/6)以内	15万円/台
	工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な工事に要する経費		

別表 7

	太陽光発電システム	燃料電池システム	蓄電池	MEMS	次世代自動車用充電設備
システムの使用年数	17年	10年	6年	5年	8年